

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和7年7月1日現在)

当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

I 入院基本料に関する事項

当院では、下記のとおり入院患者数に対して看護職員を配置し、交代で24時間看護を行っております。なお、時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。時間帯毎の看護配置は次のとおりです。

■あおぞら病棟（16床）

届出入院料：地域包括ケア病棟入院料1

1日に4人以上の看護職員が勤務しています。

■療養病棟（30床）

届出入院料：療養病棟入院基本料1

1日に4人以上の看護職員、4人以上の看護補助者が勤務しています。

■回復期リハビリテーション病棟（16床）

届出入院料：回復期リハビリテーション病棟入院料3

1日に3以上の看護職員、2人以上の看護補助者が勤務しています。

(看護職員1人当たりの受け持ち患者数)

		8:30~16:30	16:30~0:30	0:30~8:30
あおぞら病棟	看護職員	4人以内	8人以内	8人以内
ひまわり病棟	看護職員	6人以内	30人以内	30人以内
	看護補助者	15人以内	30人以内	30人以内
ふれあい病棟	看護職員	7人以内	16人以内	16人以内
	看護補助者	11人以内	16人以内	16人以内

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

III 当院は九州厚生局に下記の届出を行っています。

●基本診療料の施設基準に係る届出

地域包括ケア病棟入院料1、看護職員配置加算、療養病棟入院基本料1、療養病棟療養環境改善加算1、回復期リハビリテーション病棟入院料3、診療録管理体制加算3、データ提出加算2、機能強化加算

●特掲診療料の施設基準に係る届出

下肢創傷処置管理料、地域連携診療計画加算、医療機器安全管理料1、「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院、在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料、検体検査管理加算(Ⅰ)、検体検査管理加算(Ⅱ)、CT撮影及びMRI撮影、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)、導入期加算1、透析液水質確保加算、下肢末梢動脈疾患指導管理加算、医科点数表第2章第10部手術通則第16号に掲げる手術(胃瘻造設術)、輸血管管理料Ⅱ、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料39

●入院時食事療養に係る届出

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）

- ・当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
- 入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

●その他の届出

酸素の購入単価

Ⅳ 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた診療行為が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出下さい。

Ⅴ 【医療情報取得加算】に係る掲示

当院は、当院は、オンライン資格確認の体制を整備しており、診療情報（受診歴・薬剤情報・特定検診情報・その他必要な情報等）を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めています。

Ⅵ 【一般名処方加算】に係る掲示

当院は、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用にあたっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし有効かつ安全な製品を採用しております。また、医薬品の供給が不安定な状況下にある場合、後発医薬品に変更可能な医薬品について特定の医薬品名を定めず、薬剤の成分を基にした一般名での処方を行い、十分ご説明を差し上げることに努めてまいります。

Ⅶ 長期収載品にかかる選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、患者さんの希望により先発品（長期収載品）での処方を行った場合、「医療上の必要性がある場合」「後発品が入手困難な場合」等の特別な理由が無ければ「選定療養費」の対象となります。その際、薬剤費の一部をご負担いただくことをご了承ください（入院中の投薬は除きます）。

Ⅷ 【機能強化加算】に係る掲示

当院は「かかりつけ医」として必要に応じて以下の取り組みを行っております。

- ・受診されている他の医療機関での情報や処方されているお薬の内容について確認し、必要なお薬の管理を行います。
- ・当院で治療を受けている疾患以外でも、気になる症状があれば医師又は看護師等へお尋ねください。必要に応じて専門医・専門医療機関をご案内・ご紹介いたします。
- ・健康診断の実施や診断後の結果等についてお気軽にご相談ください。必要に応じて検査の予定・治療のご相談、または専門医・専門医療機関へご案内・ご紹介いたします。
- ・保健・介護・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・緊急時（夜間・休日を含む）のお問い合わせに対応いたします。

※状況によって、対応に時間を要する場合がございます。

TEL 0986-76-1050（代表）

●地域の医療機関を検索したい場合

医療機能情報提供制度（医療情報ネット）を利用して、かかりつけ医機能をもつ医療機関等の情報を調べることができます。

医療情報ネット

検索

Ⅸ 生活習慣病管理料について

当院は、生活習慣に関する総合的な治療管理ができる体制を有しております。

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病として通院されている患者さんを対象に「療養計画書」を作成し、生活習慣に関する総合的な治療管理を医師、看護師、薬剤師、栄養士、理学療法士など多職種の視点で行います。（療養計画作成の初回または変更時にご署名をお願いいたします）患者さんの状態に応じ、28日以上

の長期の投薬を行うこと、またはリフィル処方箋を交付することが可能です。

X 透析患者さんの下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合は、その旨をご説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。

連携医療機関：藤元総合病院、池田病院、大隅鹿屋病院、昭南病院、白石病院、 等

XI 保険外負担に関する事項

●特別室の料金について（特別療養環境の提供）

患者さんの希望による特別室利用については、特別の療養環境の提供として差額ベッド代を次のとおりご負担いただきます。

2 階病棟 217 号 2,000 円（税込）／ 1 日につき

2 階病棟 218 号 2,000 円（税込）／ 1 日につき

2 階病棟 224 号 2,000 円（税込）／ 1 日につき

●その他保険外負担に係る費用

当院では、以下の項目について、その利用日数、利用回数、使用量に応じた実費のご負担をお願いしています。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用や、「施設管理費」等の曖昧な名目の費用をご請求することは一切ありません。

各種料金は保険外負担一覧表にてご確認ください。

XII 協力医療機関

当院は、下記の施設の協力医療機関として、介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変等や相談に対応しています。また、連携施設の入所者の診療情報及び緊急時の対応方針の共有を図るため、定期的にカンファレンスを実施しております。

- ・ 特別養護老人ホームはるかぜの里
- ・ 障がい者支援施設すみよしの里
- ・ 特別養護老人ホーム末吉まごころ園
- ・ 住宅型有料老人ホームエバーグリーン都城
- ・ 住宅型有料老人ホーム言の葉
- ・ グループホームかな
- ・ グループホームやわら
- ・ グループホーム曾於